

軽減税率の導入及び税率引上げに伴う 経過措置に係る留意事項等

消費税は、平成31年10月1日以降の取引について軽減税率の導入に伴う単一税率から複数税率への変更及び標準税率の8%から10%への引上げが決定されています。

そこで、

1. 軽減税率の対象
2. 複数税率導入に伴う仕入税額控除制度の改正
3. 税率引上げに伴う経過措置の取扱いに係る実務上の留意事項等について研修します。

【講師紹介】 税理士 ^{わけ ひかる} 和氣 光 氏

国税庁課税部消費税課課長補佐、税務大学校研究部教授、東京国税局課税第二部消費税課長、町田税務署長、豊島税務署長等を経て、現在、税理士、東京税理士会相談員（消費税担当）。

【著書】

「基礎から身につく消費税」
「消費税調査における是否認の接点」
「早わかり 消費税 軽減税率とインボイス制度」
「消費税の実務と申告」

(いずれも大蔵財務協会)

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成30年8月23日（木）13時30分～16時30分（受付開始13時00分）
2. 会 場 税理士会館8階会議室（横浜市西区花咲町4-106）※下記案内図参照
3. 定 員・受講料 150名（先着順）・1名 5,000円
4. お申込方法 振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講票は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、**必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。**
※キャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合（電話：045-243-0551 FAX：045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>）
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局（TEL045-243-0551）宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振り込みください。入金確認をもって受付となります。